

三谷漁港区域内泊地指定管理者運営モニタリング結果（2024年度）

1 施設の概要

施設名 : 三谷漁港区域内泊地
所在地 : 蒲郡市三谷町船町通地先他
設置根拠 : 愛知県漁港管理条例（平成 10(1998)年 条例で区域指定）
設置目的 : 漁港区域内におけるプレジャーボートの集約による漁船の安全航行と係留場所の確保
施設概要 : 構 造 漁港内水域施設
施設規模 泊地 11,820 m²

2 指定管理概要

指定管理者名 三谷漁業協同組合
指定期間 2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
・ 経験を活かした利用者への安全啓発活動や漁港全体の活動との連携（実施）

3 利用状況

（単位：隻）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
泊地利用船舶数	—	86	—	82	4
計	—	86	—	82	4

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	4,189	4,189	4,189	4,189	0
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	4,189	4,189	4,189	4,189	0
その他	0	0	0	0	0
支出	4,189	4,189	4,189	4,189	0
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおりの管理が行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設巡視や利用者への指導等、県の求める水準どおり適切に行われていた。
サービスの維持・向上	A	地元自治体等との連絡調整・協調等、県の求める水準どおり適切に行われていた。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理等、県の求める水準どおり適切に行われていた。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

県の求める水準どおり施設の管理運営業務全般を行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

対象期間に意見等は寄せられていない。

7 その他

該当なし

○ 問い合わせ先

都市・交通局 港湾課 港湾管理グループ
電話：052-954-6564（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp